

第5章 計画の推進

1 推進体制

本計画に掲げる施策の推進に当たっては、庁内各所属による連携と協力体制を構築し、多文化共生に関する情報共有をはじめ、外国人市民を取り巻く実態の把握や課題の洗い出しに努めるとともに、市民や関係各機関とも連携し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。

2 各主体の役割

本計画の各施策を推進し、多文化共生社会の実現を図っていくためには、「市民」との協働のもと、「行政機関」だけでなく、「保育・教育機関」、「国際交流協会」、「地域活動団体」及び「事業所」などの担い手が、それぞれの役割を果たし、連携しながら取り組んでいくことが重要です。



(1) 行政機関

市をはじめとするあらゆる行政機関が、多文化共生に関する課題やニーズを的確に把握・共有しながら、本計画に掲げる施策を着実に推進し、本計画の基本理念に掲げる「多文化共生のまちづくり」を実現します。

そのため、庁内にあっては、多文化共生推進庁内会議の開催などにより関係各課との連絡調整を図るとともに、鈴鹿国際交流協会等の関係機関とも連携しながら取組を進めます。

(2) 保育・教育機関

ア 保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小学校・中学校

すべての園児や児童生徒が、多様な文化、価値観について興味関心を高め、互いを理解し合える取組を進めます。

イ 高等学校・高等教育機関

外国にルーツのある生徒や留学生などが日本人市民と交流する機会を持つことで、地域社会とのつながりを持ち、日本人市民、外国人市民双方の交流の場となることが望まれます。

(3) 鈴鹿国際交流協会（SIFA）

多文化共生の推進の中核的な役割を担う機関として、外国人市民との積極的なコミュニケーションを通じて多様なニーズを把握するとともに、これまでの多文化共生のための取組で蓄積した経験や知見を活かし、より効果的な国際交流イベント等を実施するなど、多文化共生社会の実現に向けて行政等との連携による幅広い取組が求められます。

(4) 地域活動団体

社会福祉協議会やNPO、ボランティア団体には、外国人市民と直接の交流を持つことで、当事者が抱える悩みやニーズを把握し、その課題の解消を図るため、行政等との連携した取組が求められます。

また、地域の日本語教室は、外国人市民の日本語の習得だけでなく、日本の文化や習慣を学ぶことができる場となっており、行政、国際交流協会との連携を図り、その役割を着実に担っていくことが求められます。

さらに、自治会や地域づくり協議会においては、イベント等の開催やごみ出し等の生活ルールの共有により、日本人市民と外国人市民が地域社会で共生する機会を確保し、外国人市民も地域社会で暮らす「生活者」として受け入れることが求められます。

(5) 事業所

外国人市民が、就労においても、地域における「生活者」としても、安定した生活をしていくため、事業所は労働関係法令の遵守と人権尊重に努めるとともに、外国人労働者の日本語の習得機会の確保や、文化、習慣などの理解の促進を図る必要があります。

(6) 市民

外国人市民、日本人市民を問わず、一人ひとりが多文化共生社会の実現に向か、互いの文化や習慣等のちがいを理解し、共に地域社会に参画することが求められます。

そのため、外国人市民にあっては、日本語の習得や日本の文化、習慣、地域のルール等を理解し、地域社会との関係性を構築する必要があります。

また、日本人市民にあっては、地域や職場などにおける外国人市民とのコミュニケーション等を通じて多文化共生に対する意識を高め、外国人市民を地域で共に暮らすパートナーとしての理解が必要です。

本計画を実行性のあるものとしていくため、「計画の策定 (Plan)」、「計画の実行・予算の執行 (Do)」、「評価 (Check)」、「評価結果に基づく改善 (Action)」により、PDCA サイクルを基本に各施策を推進します。具体的には、本計画に示す施策の推進に当たっては、関係各機関が連携しながら実行 (Do) し、市民対話課が庁内の関係所属及び関係各機関とその進捗状況を確認し、評価 (Check) を行います。特に、「第4章 2 重点的に推進する施策」については、「実施主体」に対して、毎年度において個別に調査を行い、その進捗状況の把握及び点検、評価を行います。

さらに、進捗状況の評価結果を踏まえ、「多文化共生推進庁内会議」を開催するなどにより、評価結果に基づく改善 (Action) を行います。

なお、「第1章 2 計画の位置付け」及び「第3章 4 計画の目標指標」で示したとおり、本計画は鈴鹿市総合計画2031と連動させながら、成果指標及び調査等の結果に基づき進捗管理を行います。

